（鉄道抵当法の一部改正）

第十四条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条ノ二第三項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節」に、「第二条第五項」を「第六十条第一項」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「送信する方法」の下に「その他の厚生労働省令で定める方法」を加える。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十二項

三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十六条第三項

四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第三項

（地方自治法の一部改正）

第十六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）	第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項（第九条第二項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二条第三項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

第十七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項中「並びに」を「、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第十八条　戸籍法の一部を次のように改正する。

第百二十一条の三中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

第百二十九条中「戸籍の」の下に「正本及び」を加え、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（国有財産法の一部改正）

第十九条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第二十条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第二項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節」に改める。

（漁業法等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十条第三項

二　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条第六項

三　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の四第四項

四　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の二十第五項

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八条の五第二項

六　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二十六条第五項

七　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十六条第四項

八　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十三条第四項

九　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十二条第四項

十　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第九項

十一　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条第六項

十二　電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第六条第二項

十三　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第四十八条第三項

十四　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第五項

十五　種苗法（平成十年法律第八十三号）第五十三条第三項

十六　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十七条第五項

十七　小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第三十一条第四項

（国土調査法の一部改正）

第二十二条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第三項ただし書を削る。

（信用金庫法等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

一　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条

二　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条

三　保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条及び第二百十六条

四　資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項

五　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条の改正規定

（租税特別措置法の一部改正）

第二十四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の七第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。